

様式第5号 (第6条関係)

令和 7 年 4 月 3 日

(宛先) 湖西市議会議長

馬場衛様

湖西市議会議員

氏名 神谷里枝

政務活動費収支報告書

湖西市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、令和6年度政務活動費について次のとおり報告します。

1 収入 政務活動費 120,000円

2 支 出 (単位：円)

項 目	支出額	主たる支出の内容
調査研究費		
広報・広聴費		
要請・陳情活動費	30,310	交通費・宿泊費
研修費	72,340	交通費・参加費
資料作成費		
資料購入費		
合 計	102,650	

3 残 額 17,350 円



会 計 帳 簿

令和6年度 政務活動費

[illegible]

支 出 伝 票

湖西市議会議員

氏名 神谷里枝

会 計 年 度	6 年 度		支 出 番 号	1	
項 目 (□にレ点)	☐ 調査研究費 ☐ 広報・広聴費 ☒ 要請・陳情活動費 ☐ 研修費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費				
合計支出金額		30,310 円			
枝番	支出年月日	支出内容	支 出 先	金 額	内 訳
1	R6.8.2	交通費	東海旅客鉄道株式会社	17,210円	別紙「旅費内訳書」のとおり
2	R6.8.8	宿泊費	アパホテル プライド	13,100円	●宿泊費 12,000 円 ●夕食加算 1,100 円 ●朝食加算 円
		参加 負担金		円	●参加負担金 円 ●振込手数料 円
		資料 購入費		円	●資料名
		その他 ()		円	
支 出 目 的		環境省・総務省・デジタル庁・経産省・財務省・国土交通省などへ令和7年度湖西市要望書の説明と陳情			
備 考					

※ 領収書は別紙に添付。 ※ 内訳欄に記載できない内容は、備考欄へ記入。

※ 消耗品費や図書費の支出など、政務活動報告書を添付しない支出の場合、支出目的欄に市政との関連性を記入。

旅費内訳書

出張先：東京都
財務省・国土交通省・環境省・デジタル
庁・経済産業省

出張日：令和6年8月8日～9日

出張者： 神谷里枝

区分			行程（路線名・駅名等）			キロ数	金額	備考
鉄道賃	J R線	普通	鷺津	⇨	東京	276.6	4,840	
			東京	⇨	鷺津	276.6	4,840	
				⇨				
			⇨					
		新幹線 特急等	浜松	⇨	東京	257.1	4,130	指定席(繁忙期)
			東京	⇨	浜松	257.1	3,400	自由席
			⇨					
	東京メ トロ丸 ノ内線	普通		⇨				
				⇨				
	小計							17,210
代			⇨					
			⇨					
代			⇨					
			⇨					
小計				17,210 円				
日当								
宿泊料		1	泊	13,100	円	13,100	夕食加算	
			泊		円			
合計				30,310 円				
行程略図								
8月8日 鷺津 ↓ 東海道本線 浜松 ↓ 東海道新幹線 東京 陳情・要望活動、宿泊				8月9日 陳情・要望活動 東京 ↓ 東海道新幹線 浜松 ↓ 東海道本線 鷺津				

No.C 250801

2024年8月8日

担当者印

様

領収証

〈金額 (税込)〉

10% ¥12,000-

8% ¥0-

対象外 ¥0-

〈内消費税〉

10% ¥1,090-

8% ¥0-

但し：宿白 (SAS 5551 6分)

¥12,000-

朝食あり 7食 ねし

アパホテル株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂3丁

登録番号:T4010401043403

内訳

①現金 ¥12,000-

2.クレジット

3.クーポン券

4.その他

) 上記の金額正に領収いたしました

5万円未満非課税
100万円以下200円
100万円~200万円以下400円
200万円~300万円以下600円
300万円~500万円以下800円
500万円~1,000万円以下1,000円

※本票に担当章印なきもの並びに金額を訂正したものは無効です。

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-10-2

アパホテルプライド (赤坂国会議事堂前)

TEL 0570-057-711

FAX 03-5157-2812

駅-No

1244

領収書-No

40

窓口-No

102

領収書

神谷里枝様

金額

¥17,210円

〔消費税等込み・10%〕

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2024年8月2日

東海旅客鉄道株式会社

登録番号: T3180001031569

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納

付につき名古屋中村

税務署承認済

鷺津駅

現金出納社員

駅-No

1244

領収書-No

40

窓口-No

102

領収書

神谷里枝様

金額

¥17,210円

〔消費税等込み・10%〕

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2024年8月2日

東海旅客鉄道株式会社

登録番号: T3180001031569

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納

付につき名古屋中村

税務署承認済

鷺津駅

現金出納社員

供	議長	副議長	局長	次長	係長	係
覧	[Redacted]					

様式第9号（第7条関係）

令和 6 年 8 月 22 日

湖西市議会議員
氏名 神谷里枝

政務活動報告書

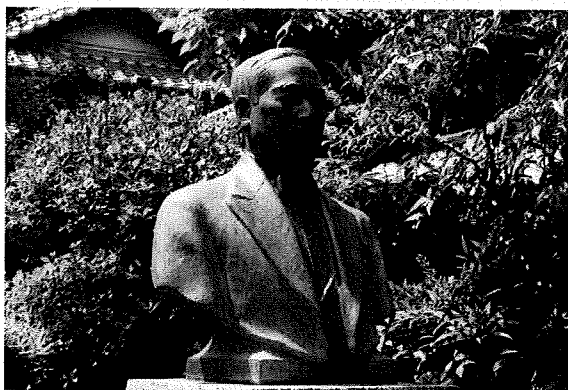
下記のとおり政務活動を行ったので報告します。

記

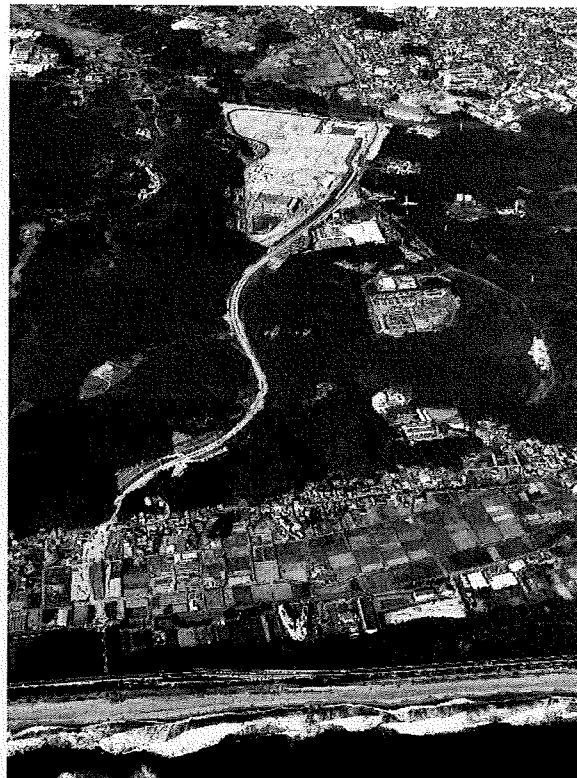
項 目 (□にレ点)	☐ 調査研究費 ☐ 広報・広聴費 ☒ 要請・陳情活動費 ☐ 研修費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費
期 間	令和6年8月8日（木）～9日（金）
場 所	衆議院会館・環境省・総務省・デジタル庁・経済産業省・財務省・国土交通省・森山 裕総務会長
内 容	国に対する要望事項 1. 「浜松湖西豊橋道路」の早期実現に向けて 2. 物流機能の向上を図る幹線道路の整備への支援について 3. 水道スマートメーターの市内全域設置に係る財政支援について 4. 持続可能な地域の汚水処理及びカーボンニュートラルの実現に向けた、汚水処理の統一化と下水道処理場の再生可能エネルギー、付加価値の創出に関する技術導入について 5. 公共施設の脱炭素化推進のための PPA モデルによる太陽光発電設備等の導入について 6. 湖西市新最終処分場（仮称）の整備に係る財政支援について 7. 自動車関連産業の持続的発展について 8. ガバメントクラウド利用料等のランニングコストについて 9. 地方法人課税の偏在是正に当たっての市の努力への配慮について 10. 車両総重量3.5t 未満の消防団車両の整備に関する支援について

目 的 (市政との関連性)	令和7年度湖西市要望書の説明と陳情
成 果	・国土交通省においては国策として国土強靱化地域計画化に基き変わらずしっかり取り組んでいく。 ・国交省では湖西市が取り組んでいるスマートメーター導入に伴い、取得データ活用における時間帯別料金体系導入による配水管のダウンサイジング等、持続可能な水道事業への取組を評価して頂いた。 ・総務省ではガバメントクラウドへの移行については「どこと契約するのか4社と連携・見積もりの精査中」である。また各自治体職員が抱える課題など「共創プラットフォーム」にて対応しているが、国において精査し運用の最適化を図って行っていく。 ・消防庁においてはドローン技術習得や分団詰所設備にも女性対応を、また準中型免許取得費用においても自衛隊も隊員の免許取得に対応しており要望が多く承知している。 ・地方法人課税の偏在是正については「企業誘致が突出しており承知はしている」との事だが方策は何えなかった。 ・初めて大型商業施設内にあるデジタル庁を訪問、配布された資料のQRコード読み取りで入庁、さすがデジタル庁を実感。更には景観のすばらしさに感動。マイナンバーカードの救急車利用等緊急時における有効性について説明を受けた。 ・経産省では、中小企業における人手不足を乗り越えていくために「中小企業省力化投資補助金・カタログ型」にて支援している。カタログサポートセンターにて随時申請の受付を行っている。女性のデジタル人材育成も必要であり政務官の「個人的な見解であるが、女性を大切にする地域は人が集まり発展していく」とのお言葉が印象に残りました。 *城内実事務所のご尽力・調整により過密スケジュールの中、大臣・副大臣・政務官に直接要望書をお受け取りいただき感謝申し上げます。面会を頂いた方々からは口々に「6月に市長から伺っております」のお言葉を頂き、市長が事前に要望・詳細説明を行って頂いていたので短時間での要望活動ができ、市議団としても後押しすることができたのではないかと思います。

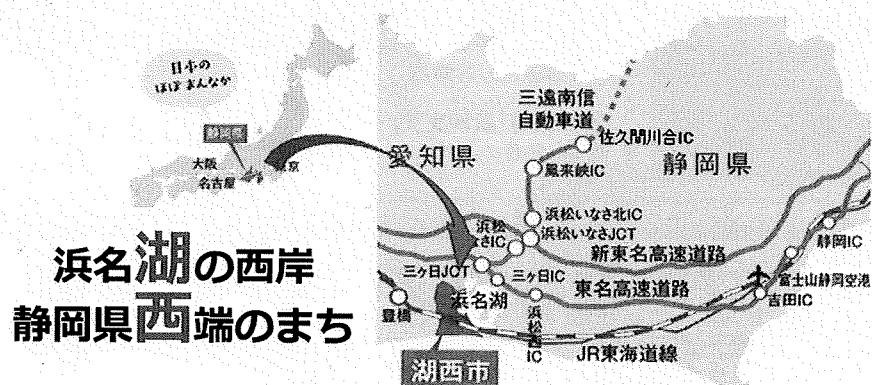
国 対 す る 要 望 書



▲豊田佐吉翁



▲KOSAI Battery Park



こ さ い
静 岡 県 湖 西 市
令和 6 年 6 月 5 日

8/8(木) 8/9(金) 湖西市議団要望スケジュール

2024.8.7 16:45現在

時間		訪問先	場所	備考
8/8(木)				
08:34~	移動		→ 東京駅	鷺津08:34~浜松08:55 ※新居町08:38 浜松09:17~東京10:42 ひかり
11:00~12:30	昼食	東京駅周辺で		
12:30~	移動 (タクシー)		東京駅 → 環境省1F	※13:10までに到着必須、市長と合流 ※不要な手荷物は城内事務所の方へ
13:30~13:45		環境省 滝沢求副大臣	環境省24F「副大臣室」	環境省大臣官房総務課広報室相談係長 中山慧里香さん 03-3581-3551
		要望書の配布(環境省)		
	移動 (徒歩)		環境省 → 総務省	
		要望書の配布(総務省)		
15:15~15:30		総務省 松本剛明大臣	総務省7F「大臣室」	総務省大臣官房政策評価広報課 渉外係 西村さん 03-5253-5165
	移動 (タクシー)		総務省 → デジタル庁	※タクシー (3台) 総務省前から乗車
~16:05	集合	デジタル庁 待ち合わせ	東京ガーデンテラス紀尾井町2F オフィスエントランス	QRコード持参 ※市長と合流
16:10~16:20		デジタル庁 土田慎政務官	東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー20F「庁議室」	デジタル庁 戦略・組織グループ 総務国会担当 山崎さん ※配席図あり
16:20~16:30		デジタル庁 石川昭政副大臣	東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー20F「副大臣室」	デジタル庁 戦略・組織グループ 総務国会担当 山崎さん
		要望書の配布(デジタル庁)		
	移動 (タクシー)		デジタル庁 → 議員会館	※タクシー (3台)
16:45~17:15		衆議院議員会館		
	移動 (徒歩)		議員会館 → アパホテル	
17:30~		アパホテル赤坂国会議事堂前		チェックイン
17:45~	移動 (徒歩)		アパホテル → 山王パークタワー	
18:00~	夕食	山王パークタワー27F「春秋」		会費10,000円
	宿泊	アパホテル赤坂国会議事堂前		朝食あり、12,000円
8/9(金)				
09:15~	移動 (徒歩、タクシー)		ホテル(徒歩)→第2議員会館(タクシー)→ 経産省	※ホテルロビー1F、小嶋様のお出迎え有 ※議員会館で手荷物の預かり ※会館〜経産省はタクシー移動 (3台)
~10:20	集合		経産省本館1F	※市長と合流
		要望書の配布(経産省)		
10:45~10:50		経産省 齋藤健大臣	経産省11F「大臣室」	経産省大臣官房総務課国会担当専門官補佐 山口さん ※大臣室レイアウト、入室導線図あり
10:55~11:10		経産省 吉田宣弘政務官	経済産業省12F東6「政務官室」	経産省大臣官房総務課国会担当専門官補佐 山口さん ※配席図アリ
	移動 (徒歩)		経産省 → 財務省	※徒歩
11:30~11:45		財務省 瀬戸隆一政務官	財務省2F「政務官室」	財務省控室 小林さん
		要望書の配布(財務省)		
	移動 (タクシー)		財務省 → 議員会館	※タクシー (3台)
	昼食	(衆議院 第1議員会館 食堂)		※第1議員
	移動 (タクシー)		議員会館 → 国交省	※タクシー (3台)
13:30~13:45		国交省 石橋林太郎政務官	国交省4F「政務官室」	国土交通省 国会連絡室 喜岡さん
		要望書の配布(国交省)		
	移動 (タクシー)		国交省 → 第1議員会館	※タクシー (3台)
15:00~15:15		森山裕 総務会長	衆議院第1議員会館 515号室	森山事務所 内線50515
				【連絡先】 衆議院議員城内実事務所 古田、小嶋 TEL: 03-3508-7441 メール: i10993@shugiin.go.jp

支 出 伝 票

湖西市議会議員

氏名 神谷里枝

会 計 年 度	6 年 度		支 出 番 号	2	
項 目 (□にレ点)	☐ 調査研究費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☒ 研修費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費				
合計支出金額			15,660 円		
枝番	支出年月日	支出内容	支 出 先	金 額	内 訳
		交通費		円	●旅費内訳書との差額 ()
		宿泊費		円	●宿泊費 円 ●夕食加算 円 ●朝食加算 円
	R6.10.1	参加 負担金	株式会社廣瀬 行政研究所	15,660 円	●参加負担金 15,000 円 ●振込手数料 660 円
		資料 購入費		円	●資料名
		その他 ()		円	
支 出 目 的		「議会における懲罰の範囲と限界」オンライン研修費と振込手数料			
備 考					

※ 領収書は別紙に添付。 ※ 内訳欄に記載できない内容は、備考欄へ記入。

※ 消耗品費や図書費の支出など、政務活動報告書を添付しない支出の場合、支出目的欄に市政との関連性を記入。

領収書

2024年10月1日

神谷 里枝

様

金額

¥ 15,000

但 2024年10月18日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011
東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所
登録番号: T2011001095530

キャッシュサービスご利用控

毎度ご利用いただきありがとうございます

写

浜松いわた信用金庫

06-10-01		15030161-4546	
銀行金融機関 店番 口座番号			
万円(圓)	千円(圓)	百円(圓)	円(圓)
2	0	0	0
			¥15,000*
振込		*****	
¥660		¥0	
10:25		¥4,340*	

みずほ銀行

麹町支店

カード口座番号 ユウセイケンキョウシヨ様

普通 1314699

カミヤサトI様

*印紙税申告納
付につき浜松西
税務署承認済

キャッシュサービス ご利用控

毎度ご利用いただきありがとうございます

浜松いわた信用金庫

お取扱日		取扱金庫・店番		機番		取扱通番	
06-10-01		15030161-4546					
カード発行金融機関 店番				口座番号			
万円(券数)	千円(券数)	百円(券数)	千円(券数)	お取引金額			
2	0	0	0	¥15,000*			
お取引内容				お取引後残高			
振込				*****			
手数料	¥660		ページ	硬貨	¥0		
時刻	10:25			おつり	¥4,340*		

みずほ銀行

麹町支店

カード口座番号 ユウセイケンキョウシヨ様

普通 1314699

カミヤサトI様

*印紙税申告納
付につき浜松西
税務署承認済

②公開の場における陳謝⇒出席議員の過半数の議決が必要⇒朗読により効力発生。

処分に該当する議員が議会の決めた陳謝分を朗読する。

③一定期間の出席停止⇒出席議員の過半数の議決が必要⇒議決により直ちに効力発生。

会期中の一定期間本会議及び委員会への出席を停止する（休会日も算定する）

全ての議員活動ができず、報酬をカットする議会もある。

④除名⇒議員の身分を剥奪すること。議員数の3分の2以上の出席、その4分の3以上の同意が必要⇒議決により直ちに効力発生。

（3）懲罰の手続き・要件など

①一般的な懲罰動議⇒議員定数の8分の1以上の発議⇒否決された場合、別の特定の懲罰を科するという動議を再度提出することが可能である。

②侮辱に対する処分要求☐ 侮辱されたとする議員⇒侮辱を受けたと感じた議員は議長に処分要求を行う事ができる

③議長の職権による発議☐ 議長1人

懲罰動議は懲罰事犯のあった会期中で、懲罰事犯のあった日から3日以内に懲罰対象者・提出理由・所定の要件を満たした発議者名を記載した文書にて提出する事。

④会期末に懲罰動議が提出された場合☐ 次の定例会において懲罰を科する事は可能。

（4）欠席議員への懲罰

①本会議☐ 正当な理由なく欠席し、議長が特に招状を出しても応じない議員に対し懲罰の発議を行う事ができる。

②委員会⇒ 委員長に開議時刻までに委員長に届けなければならないとあるが、正当な理由の判断は委員直に委ねられていないため懲罰に科することはできない。

（5）無礼の言葉の意義

各議会にて個別具体的に判断する必要☐ 議員が会議に付議された事項について自己の意見や批判の発表に必要な限度を超えて議員その他の関係者の正常な感情を反撥する言葉をいう。ゆえに議員の発言が意見や批判の発言である限り例え、その措辞が痛烈であり、他の議員等の正常な感情を反撥しても、無礼な言葉を用いたものと解されない。

（7）懲罰対象議員の除斥と傍聴

①地方自治法117条または委員会条例18条による一身上の事件に該当し除斥。

②懲罰会議の傍聴⇒本会議では一住民、委員会では一議員として傍聴可能だが、対象議員は良識ある対応として傍聴を控える事が適当である。

（8）懲罰は委員会付託（市議会会議規則161条）しなければならない。

①動議が要件を満たしていれば懲罰特別委員会が自動設置☐ 否決された場合は議長より総務常任委員会へ付託となる。

②弁明は義務付けられていないため必要により議会で判断。

③懲罰の審議を行う議員に対する質疑は原則不可。

(9) その他

- ①陳謝文の朗読拒否や内容変更→故意の場合は新たな懲罰事犯となりうる。
- ②次の会期わたる出席停止は会期不継続の原則に基づき違法となる→次の会期にわたるような場合は継続審査とし、次の会期の冒頭に出席停止を科する。
- ③同一事件について 2 回以上の出席停止をする事はできない☐ 一時不再議の原則による。
- ④懲罰の取り扱いの留意点☐ 議会が活動能力を有する期間、すなわち定例会又は臨時会が懲罰事犯が有った日から 3 日以内に招集されなければならない。
- ⑤司法救済の対象☐ 除名、出席停止
- ⑥司法救済の対象外☐ 戒告、陳謝
- ⑦市町村の期間がした処分については県知事に審決の申請を行う事ができる。

《考 察》

以上のことから早計に懲罰を科することはできないという事が理解できました。よって各議員は法令、条例、会議規則、先例集などを遵守し、議員としての自覚・意識・見識を高め、議会の秩序を乱さず、有効・で効率的な議会運営に努めるべきであることを再認識致しました。

支 出 伝 票

湖西市議会議員

氏名 神谷里枝

会 計 年 度	6 年 度		支 出 番 号	3	
項 目 (□にレ点)	☐ 調査研究費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☒ 研修費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費				
合計支出金額 25,660 円					
枝番	支出年月日	支出内容	支 出 先	金 額	内 訳
		交通費		円	●旅費内訳書との差額 ()
		宿泊費		円	●宿泊費 円 ●夕食加算 円 ●朝食加算 円
	R6.10.1	参加 負担金	株式会社廣瀬 行政研究所	25,660 円	●参加負担金 25,000 円 ●振込手数料 660 円
		資料 購入費		円	●資料名
		その他 ()		円	
支 出 目 的		「議長・委員長のための議会運営」「議会運営委員会の役割と権限」オンライン研修費（11/6）と振込手数料			
備 考					

※ 領収書は別紙に添付。 ※ 内訳欄に記載できない内容は、備考欄へ記入。

※ 消耗品費や図書費の支出など、政務活動報告書を添付しない支出の場合、支出目的欄に市政との関連性を記入。

様式第9号（第7条関係）

令和6年 11 月 13 日

湖西市議会議員

氏名 神谷里枝

政務活動報告書

下記のとおり政務活動を行ったので報告します。

記

項 目 (□にレ点)	☐ 調査研究費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☒ 研修費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費
期 間	令和6年11月6日（水）10時から17時
場 所	株式会社廣瀬行政研究所・自宅にてオンライン研修
内 容	1) 議長・委員長のための議会運営 2) 議会運営委員会の役割と権限
目 的 (市政との関連性)	役割や権限を明確にし、議会運営の資質向上と安定的な運営のため
成 果	・議長は議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務の統理し、議会を代表する、という最大の権限を有す。 ・議会運営委員会は議会運営を円滑に行い、議長の諮問機関としての役割を果たす事。 ・委員長は委員会を代表するが、本会議の下審査機関として議会内部において委員会を代表するのみで、委員会の議事を整理し、秩序を保持する権限は与えられているが、最終的には議長権限である。 ・先例や申合せ事項は改選時の理解、遵守は勿論だが全議員も常に認識すべきである。 ・裁判介入になるケースが増えている事に注意が必要。

議長・委員長のための議会運営

1. 議長・委員長の権限

議長の権限【秩序維持権・議事整理権・事務統理権・議会代表権】

委員長の権限【議事整理権・秩序保持権】→委員会条例にて規定

1) 秩序保持権

議場を混乱に陥れる事無く、議事を円滑に運営するための権限で、議員に対するもの、傍聴者に対するものが有る。

①議員に対して：制止権・発言取り消し命令権・発言禁止命令（その日の会議）・
議場外への退去命令 会議の閉議権・中止権

②傍聴者に対するもの：制止権・退場命令権・警察官への引渡権・退場命令権・傍
聴規則制定権

③委員長は委員に対しては、制止・発言の取り消し・退場・中止をさせる事ができ、傍聴者に対しては退場を命ずる事ができる。またやむなく欠席の場合理由をつけ、当日の開議時間までに届け出なければならないが、単なる届け出制のため、やむを得ない事由かどうかの判断権は与えられていない。

2) 議事整理権

会議の議事を円滑に行うための一切の権限→会議規則に具体的に規定

議案の受理・委員会付託・議事日程の作成・議題の宣告・発言の許可など

3) 事務統理権

議会の庶務を統理する権限→地方自治法 138 条における議会における事務

会議録の作成・議決後の予算、条例の送付・閉会中の副議長、議員の辞職許可・
会議結果報告・事務局職員の任免・図書館の管理など

4) 議会代表権

①合議体の議会を代表する議長としての権限

意見書の提出・100 条調査における証人の出頭・公聴会の開催・請願の受理・
執行機関の出席要求・長の退職申し出

②委員長は本会議の下審査機関として議会内部において委員会を代表するのみで、対外的に委員会を代表する権限は与えられていない→対外的には議長が委員会や訴訟も含めて代表する。

2. 質問・質疑通告について

①当該団体の事務に直接関係のない通告があった場合→有効な通告とみなさない→取り下げの勧告→従わず発言→注意→発言禁止命令→退場命令権

②質疑は議題となった案件に対する疑義しか述べられない→議長が適宜注意しないと先例となり議題外の発言をしても注意できなくなる。

②委員会では通告を原則としていない。

3. 不穏当・不規則発言について

- ①不穏当発言：無礼な発言・他人の私生活にわたる発言・発言の根拠が不明確や事実と異なる発言・基本的人権を侵害する発言（LGBT など）
- ②不規則発言：明らかに発言の品位を書いた特定の人格などに対する誹謗中傷等のヤジ。
- ③議長による発言取り消し命令は不穏当発言が行われた会議の当日だけでなく、会期中であれば可能。
- ④議会の運営と全く関係のない議員の議場外における個人的行為は懲罰自由とする事ができない。

4. 動議について

議案以外のもので、会議の意思決定を求める提案をいう⇒会議の途中で口頭により発議⇒会議規則において○人以上の賛成者を必要⇒案を備える必要はない⇒動議の成立⇒議題に直接関係あるものは直ちに処理（日程追加を要しない）⇒議長は動議が提出された会期中に議題とする義務を負う。

5. 議事日程の作成

本会議を開くには必ず議事日程が必要であり、議事日程が無ければ会議を開く事はできない⇒議会運営委員会での協議を踏まえ議長が作成⇒開議の直前までに配布

6. 議会だよりと議長の権限

発行責任者である議長は一定の自立権の範疇での裁量権が認められている⇒必要に応じて削除、不記載とする権限を有す。

7. 裁決権について

過半数議決において、可否同数の場合に評決権のない議長が行使する事ができる⇒地方自治法 116 条において出席議員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる⇒議長は議員として議決に加わる権利を有していない。

議会運営委員会の役割と権限

1. 意義と役割、定数の考え方について

会派や議員間における議会運営の調整を行う事を目的として、議会運営を円滑にするため又は議長の諮問機関としての役割を果たすために設置する事ができる⇒地方自治法 109 条に基づく常設の委員会⇒任意だが設置する場合は条例により設置⇒委員会定数を明確に規定すること（議員定数の 1/3 程度で構成）

2. 議会運営委員会の位置づけ

- ①他の常任委員会に対する優位性はないが実務上議運の構成とその役割から各委員会への影響は大きい。
- ②議会運営委員会の所管を含むすべての議案がいったん集められ提案者から説

明が行われる⇒議事日程作成や委員会付託の判断のため⇒議会運営委員会の所管でない議案に対し、質疑や修正の是非、委員外議員の必要性を述べる事は越権行為⇒実質的な所管委員会で行うべきである。

3. 議員定数条例・報酬の所管について

- ①常任委員会又は特別委員会で審査する事が適当であると考えられるが、議会運営委員会で審査する事が違法とまでは言えない⇒議会の自立権に基づき判断。
- ②正副議長・議員の報酬が1つの条例に規定されている場合⇒議会運営委員会の所管となる。

4. 棄権者がいる場合の評決について

表決における棄権は地方自治法において規定されていないため、法的な権利としては認められない⇒法律上禁止されていないので棄権する事は可能⇒事前に議長や事務局に連絡するよう議運申し合わせするのが適当⇒棄権者を議場外へ退出させ易くなる。

5. 議会運営委員会の委員長報告について

- ①議運に付託された所管事項の議案の審査⇒本会議場で委員長報告
- ②議長の諮問により協議を求められた議運の事項⇒本会議場での報告の必要は無く議長が議運の協議を踏まえ措置する。

6. 議運における委員外議員の派遣について

委員外議員（副議長）は議運の委員ではないので委員派遣の対象とする事はできない⇒地方自治法 100 条 13 項による議員派遣として対処（議長は問題なし）⇒住民監査請求が有った場合への対応として手続きをしっかりと踏む。

7. 議会運営委員会の答申と法的拘束力

議会運営委員会制度は、地方における政党政治の進展、議会運営の複雑化により、政党や会派間、議員間の調整が地方議会の運営上非常に重要な役割を果たしていることに着目して設けられた制度である⇒運営に当たっては全会一致となるよう努力するなど意見が十分反映されるような運営を心掛ける⇒出席委員の過半数で決定できる。

8. 先例・議運申し合わせの意義と必要性

- ①地方議会に係る権限などを規定した法律⇒憲法、地方自治法、会議規則、委員会条例、傍聴規則など⇒円滑な議会運営のため⇒法律の隙間を埋めるため先例や申し合わせが必要。
- ②先例：議会における慣行の規範として認知したもの⇒多様な事案に適切に対処し、議会の運営を円滑に行うためには法律だけでは十分ではないため⇒法的拘束力はない。
- ③申合せ：議運において議会運営などに関する事項について遵守すべき事項を決めたもの。
- ④議会において事例が積み重ねられ、慣行となり、尊重されるので事実上法令などに準じる効力を持つ⇒先例・申合せが重要視される傾向にある⇒絶対的

なものではない為、改選後最初の全協などで確認し、必要に応じて改正し、全会一致により運用する事が適当である→遵守しない事が直ちに違法とはならない→法律を盾に申合せを遵守しない者に対しては、質問・質疑・討論終結の動議など合法的に議員の権利を制限する事は可能。

9. 議運の決定に対する異論の取扱い

決定に対し異論がある→内容を具体的に記載して議運委員長や議長に申し出て議運で協議→法律を盾に議運決定を遵守しないという措置をとるべきではない。法的拘束力はないが、議員は自らの議運で決定した事項を遵守することが適当である。

10. 議長と議会運営委員会の関係

議会運営委員会は議長を補佐し、議長は円滑な議事運営のために尽力する議会運営委員会の決定を尊重する関係→議運決定は議長を法的拘束はできず、政治的拘束するのみ→議運決定と議長の考えが異なった場合は議運決定が違法でない限り尊重する事が適当。

11. 議運による懲罰的措置について

秩序違反者に対する制裁→自治法や会議規則、委員会条例に違反した議員が対象→議会外での活動に対しては対象とする事はできない→地方自治法 255 条 4 の規定による審決の対象となる→普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象となる。

12. 議会運営委員会と常任・特別委員会・協議の場の関係

- ①常任委員会・特別委員会と議会運営委員会の間において所管事項を移譲する事はできない。
- ②協議等の場とは議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場（会議録が残らない）→常設の協議などの場合は会議規則に規定→臨時の場合は議会の議決による。

領収書

2024年10月1日

神谷 里枝

様

金額

¥ 25,000

但 2024年11月6日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011
東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所
登録番号: T2011001095530



キャッシュサービスご利用控	
毎度ご利用いただきありがとうございます	
浜松いわた信用金庫	
取引日	06-10-01
取引金庫・店番	15030161-4547
カード発行金融機関	店番
口座番号	
万円(株)	3
千円(株)	0
百円(株)	0
円(株)	0
お取引金額	¥25,000*
お取引内容	振込
手数料	¥660
ページ	硬貨
時刻	10:27
おつり	¥4,340*
みずほ銀行 麹町支店 カ)ヒロセキョウセイケンキョウジヨ様 普通 1314699 カミヤサトI様	
*印紙税申告納 付につき浜松西 税務署承認済	

キャッシュサービスご利用控	
毎度ご利用いただきありがとうございます	
浜松いわた信用金庫	
取引日	06-10-01
取引金庫・店番	15030161-4547
カード発行金融機関	店番
口座番号	
万円(株)	3
千円(株)	0
百円(株)	0
円(株)	0
お取引金額	¥25,000*
お取引内容	振込
手数料	¥660
ページ	硬貨
時刻	10:27
おつり	¥4,340*
みずほ銀行 麹町支店 カ)ヒロセキョウセイケンキョウジヨ様 普通 1314699 カミヤサトI様	
*印紙税申告納 付につき浜松西 税務署承認済	

COPY

支 出 伝 票

湖西市議会議員

氏名 神谷 里枝

会 計 年 度	6 年 度		支 出 番 号	4	
項 目 (□にレ点)	☐ 調査研究費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☒ 研修費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費				
合計支出金額		5, 3 6 0 円			
枝番	支出年月日	支出内容	支 出 先	金 額	内 訳
	R 6. 12. 23	交通費	東海旅客鉄道株式会社	5,360円	別紙「旅費内訳書」のとおり
				円	
				円	
				円	
支 出 目 的		森林環境譲与税活用事業及び森の力再生事業に係る合同勉強会に参加			
備 考					

※ 領収書は別紙に添付。 ※ 内訳欄に記載できない内容は、備考欄へ記入。

※ 消耗品費や図書費の支出など、政務活動報告書を添付しない支出の場合、支出目的欄に市政との関連性を記入。

旅費内訳書

出張先： 静岡県庁本館4階

出張日： 令和6年12月24日

出張者： 神谷 里枝

区分			行程（路線名・駅名等）			キロ数	金額	備考
鉄道賃	JR線	普通	鷺津	⇨	静岡	92.7	1,690	
			静岡	⇨	鷺津	92.7	1,690	
				⇨				
				⇨				
		新幹線 特急等	浜松	⇨	静岡	76.9	990	自由席
			静岡	⇨	浜松	76.9	990	自由席
				⇨				
				⇨				
				⇨				
				⇨				
小計							5,360	
代			⇨					
			⇨					
代			⇨					
			⇨					
小計						5,360 円		
日当								
宿泊料			泊		円			
			泊		円			
合計						5,360 円		
行程略図								
<往路> 鷺津 ⇩ 東海道本線 浜松 ⇩ 東海道新幹線 静岡 合同勉強会 静岡県庁本館4階					<復路> 静岡 ⇩ 東海道新幹線 浜松 ⇩ 東海道本線 鷺津			

駅-No 1244 領収書-No 22
窓口-No 102

領 収 書

柳谷里枝 様

金額 ￥5,360円
「消費税等込み・10%」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2024年12月23日
東海旅客鉄道株式会社
登録番号：T3180001031569

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

鷺津駅

現金出納社員

駅-No 1244 領収書-No 22
窓口-No 102

領 収 書

柳谷里枝 様

金額 ￥5,360円
「消費税等込み・10%」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2024年12月23日
東海旅客鉄道株式会社
登録番号：T3180001031569

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

鷺津駅

現金出納社員

様式第9号（第7条関係）

令和7年1月6日

湖西市議会議員
氏名 神谷里枝

政務活動報告書

下記のとおり政務活動を行ったので報告します。

記

項 目 (□にレ点)	☐ 調査研究費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☒ 研修費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費
期 間	令和6年12月24日（火）14時～15時
場 所	静岡県庁西館4階
内 容	静岡県議会森林・林業・林産業活性化促進議員連盟主催による 森林環境贈与税活用事業及び森の力再生事業に係る合同勉強会
目 的 (市政との関連性)	森林環境贈与税活用事業及び森の力再生事業について知識を高 め有効活用を図り SDGS 促進のため
成 果	・湖西市は補助制度を新設し、裾野市や島田市同様譲与税補助による整備事業の推進に取り組んでいる。 ・令和5年度迄の贈与税執行率は14.4%であり県内で低い方から磐田市（10.8%）に次いで2番目であるが、湖西市の私有林人工林の面積は597（ha）で有り、県内市の中では小さい方から4番目である。贈与税は面積×人口×林業就業者数により算出されるため、税収は少額となる。森林など開発を行い面積が減少すればさらに減額となり大きな有効活用は限界があるかもしれない、と感じました。 ・活用目的が限られておりどこの自治体も地域の実情に合わせ海岸防災林の整備や松くい虫防除、間伐などに活用されていることが確認できました。 ・森林開発を行う場合、個々の開発行為の判断基準面積が有り代替案提示の必要性の場合もあるとの事でした。

報告詳細

- ・戦後造成された人工林がS41年時に比べR4年までの55年で約6倍に増加しており、伐採時期や使用時期が来ている。50年生を超える人工林が6割を超えている。木材供給量の増加、自給率の回復もあり以前よりは国産材活用も増え始めている。
- ・我が国の森林所有構造は保有面積が10ha未満が林家の9割を占めるなど小規模・零細→施業の集約化→**森林経営計画制度の導入**→所有者の高齢化や相続による世代交代・不在村化などにより民間事業体だけでは所有者の特定や境界明確化への対応は不可である。
- ・**森林経営計画制度**
 - ・制度開始から5年が経過し、1132市町村において取り組み実
 - ・所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合屋→市が森林の経営管理の委託を受ける→林業経営者に再委託または市が自ら管理→林業経営の効率化と森林管理の適正化の促進。
 - ・森林管理が行われていない森林は市が仲介役となり所有者と担い手をつなぐ仕組みを構築する。
 - ・市→所有者の意向調査→必要に応じ市が経営管理権の取得→林業経営者に経営管理実施権の配分→林業経営者が利用間伐などの実施
 - ・意向調査時における課題→所有者が経営管理を委ねる判断材料が乏しい→事前にある程度の情報提供→効果的→課題解決→航空レーザー計測による「静岡モデル」による解析結果などの高精度森林情報の整理→経営プラン作成→藤枝市や御殿場市が取り組み実施。

森林環境贈与税を活用した県内の取り組み事例

- ・木育施設→ターントクルこども館（焼津市）、駿府の工房 匠宿（静岡市）
- ・木育製品→おもちゃのガラガラなど小物を新生児などへの記念品（富士市、伊豆市など）
- ・小学5年生の社会科の学習指導要領に身に着けるべき内容として位置付けられている「森林の機能や従事者の役割など」の実施（袋井市、富士宮市など）また「森林と親しむ体験」（掛川市など）

森林整備につなげる市町支援（県の取り組み）・役割分担について

- ・「森づくり県民税」と「森林環境贈与税」の2つの税の使途や役割分担を明確にし、両輪となって協力、連携して森林整備を進める。
- ・県と市町による「地域連絡協議会」の開催
- ・専門技術者「ふじのくに森林整備アドバイザー」の派遣
- ・県産材の利用拡大への支援→公共施設への木製什器（机、いす、ロッカーなど）の設置が可能。

***元々の森林資源が過小なため有効活用にも限界がある事が理解できました。**

支 出 伝 票

湖西市議会議員

氏名 神谷里枝

会 計 年 度	6 年 度		支 出 番 号	5	
項 目 (□にレ点)	☐ 調査研究費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☒ 研修費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費				
合計支出金額			25,660 円		
枝番	支出年月日	支出内容	支 出 先	金 額	内 訳
		交通費		円	●旅費内訳書との差額 ()
		宿泊費		円	●宿泊費 円 ●夕食加算 円 ●朝食加算 円
	R6.12.23	参加 負担金	廣瀬 行政研究所	25,660 円	●参加負担金 25,000 円 ●振込手数料 660 円
		資料 購入費		円	●資料名
		その他 ()		円	
支 出 目 的		「これからの議会改革に係る論点」「予算審議の活性化手法」のオンライン研修費と振込手数料			
備 考					

※ 領収書は別紙に添付。 ※ 内訳欄に記載できない内容は、備考欄へ記入。

※ 消耗品費や図書費の支出など、政務活動報告書を添付しない支出の場合、支出目的欄に市政との関連性を記入。

様式第9号（第7条関係）

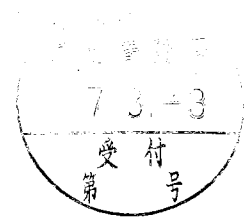
令和 7 年 3 月 3 日

湖西市議会議員
氏名 神谷里枝

政務活動報告書

下記のとおり政務活動を行ったので報告します。

記



項 目 (□にレ点)	☐ 調査研究費 ☒ 研修費	☐ 広報・広聴費 ☐ 資料作成費	☐ 要請・陳情活動費 ☐ 資料購入費
期 間	令和7年2月17日（月）10時～16時20分		
場 所	廣瀬行政研究所（自宅にてオンライン研修）		
内 容	1. 【これからの議会改革にかかる論点】 ①議会選出監査委員の廃止について ②通年会期・通年議会制の導入 ③議会発進のSNS活用 ④オンライン委員会・オンライン質問の導入 2. 【予算審議の活性化手法】 ①予算の構成 ②予算に対する修正と限界 ③予算修正の代替的手法 ④予算審議での活性化手法		
目 的 (市政との関連性)	1. 湖西市議会においても議選監査員の問題や情報発信について指摘される事が散見されたり、なり手不足による議員定数見直し論が進む中での議会改革のあり方の知識を得るため。 2. 予算の質疑通告数の減少、重複、更には繰越明許費の増が顕著になり、膨大な資料の審議が希薄に感じられるようになったため、市民サービス向上に向け、予算審議の活性化を図り、議会・議員としての役割を果たすため。		

成 果

1. 議会選出監査委員の廃止について

抽象的な監査方向に対する打開策として、報告に対して監査委員の出席を求め質問質疑を行い具体的内容の把握。議選監査委員と議会の連動を図るべく、議選監査委員の報告とそれに対する質疑を行ったり、委員会の所管事務調査において監査委員の出席を求め意見交換を行うなどの情報提供が必要である⇒監査委員の有効活用を図り議会選出監査委員の継続が望ましい、と感じました。

2. 通年会期・通年議会導入について

- ・基本条例の改正が必要である。
- ・「行政監視機能」「政策立案機能」「災害等緊急事態」への素早い対応を図ることが期待される。
- ・議会が多様な層の幅広い住民の意見を反映し易くするためである。
- ・議会のチェック機能が働かない重要な議案の専決処分の対応の改善ができる。
- ・議員の厚生年金問題が浮上しているが通年議会運営の方が理解を得やすいとのことであった。

3. 議会発進の SNS 活用

言うまでもなく SNS による情報発信は名誉棄損、侮辱、プライバシー権、個人情報保護の侵害、著作権侵害、肖像権侵害、虚偽の情報発信、伊計業務妨害、脅迫、供用の疑いがある言動など多岐に渡るため、特に議員は慎重に行うべきである。

4. オンライン委員会・オンライン質問の導入について

本会議はオンライン出席は認められないが委員会では条例で定めるところによりオンライン出席も可能である。

5. 予算審議の活性化について

- ・予算常任委員会を設置・付託し各常任委員会を分科会として審査する。又は予算特別委員会を設置・付託し、各常任委員会を分科会として審査する方法がある。また、執行部の同意が必要だが予算編成過程の資料を要求し、真に市民に必要なサービスが計上されているか否かを審議する。
- ・議会としては付帯決議についての執行機関の対応措置を逐次追跡し付帯決議の内容の実現に努力する義務がある。

1. 議会選出監査委員廃止について

- ・権限：財務監査と行政監査があり監査委員は単独で個々の調査行為などを実施することができる。
- ・自治体の行政全般にわたって事業の効率性や他の選択肢の有無といった幅広い見地から執行機関をチェックする機能が求められる。
- ・監査事務は本来専門的知識経験によって行うものであるが、行政の非違をあぶりだす事に成るので議員の様に羈束されない独立の地位にあるものを同伴しなければ目的に適合する徹底した監査を行えない恐れがある。
- ・H29年地方自治法改正により、監査委員はより独立性や専門性を発揮した監査を実施すると共に、議会は議会としての監視機能に特化していくという考え方もあり、議選監査委員を置かない事を選択肢として設けられた。
- ・可児市議会では予算決算を常任委員会で行い、議会選出監委員の有効活用を図るべく、決算議案について当局からの説明や識見監査委員の監査報告だけではなく、議会選出監査委員から決算監査報告を受けて意見協議し、審査を行っているとのことであった。

2. 通年会期・通年議会導入について

- ・臨時会の招集が直近に決まることが多く、他に職を有する者が参画しにくい状況にあり、多様な層の幅広い住民の意見を反映できない状況となっている。また限られた会期日数では十分な審議時間や議員間討議、政策立案、政策提言のための時間確保がされない状況となっていることから、通年会期・通年議会導入に向けた取り組みをする議会が増えつつある。
- ・通年会期は法律上の規定や制約が大きく、通年議会は年1回定例会を招集し、長期に渡る定例会の会期を設定した議会で、法律上の制約を受けず自由度が高いので通年議会を導入する議会が多い。原則年1回の計4回の招集、会期は365日以内の議決で定めた日数。閉会中とは定例会の会期末から次の定例会の招集日迄の間。
- ・例：定例会開催を1月～12月までの年1回の一会期制に1月に「開会会議」2月、5月、8月、11月に「定例会議」必要に応じて「臨時会議」開催。

【導入によるメリット】

- ①災害時に速やかな対応可能 ②所管事務調査の更なる活用 ③専決処分の減少
- ④質問、質疑に十分な時間確保 ⑤参考人や校長会の更なる活用
- ⑥議会の審議が時機を逸せずに行う事ができる ⑦議員間討議が十分に行える
- ⑧長の判断によらず議長判断で本会議をいつでも開催可能

【導入に当たっての留意点】

- ①議案、請願、陳情等の締め切り時期 ②議員の発言の取り消し、訂正の取扱い
- ③会議録の作成 ④継続審査

3. SNS 活用について

新聞記事やイベント参加者の一般市民の顔写真の無断掲載なども法に触れ、瞬時に拡散するため注意に注意を払い情報発信しなくてはならない。議会の議員に対する懲罰その他の措置については、議会の内部規律の問題にとどまる限り、その自律的な判断にゆだねるのが適当であるが、議会の自立権は議員の議会外における政治的行為の制約にまで及ぶものではないので要注意が必要。（裁判所の考え方が変わってきている）

4. オンライン委員会・オンライン質問の導入について

- ・ 条例で災害時、出産、介護など認められている事由以外の扱いとして、本会議においては地方自治法113条、116条1項における定足数や表決の要件として「出席」と規定されており、「出席」とは現に議場にいる事と解される。
- ・ 欠席議員がオンラインで表決や質疑討論を行う事は不可である。
- ・ 一般質問は議会が定足数に達し成立していれば欠席議員がオンラインで一般質問を行う事ができる。
- ・ 委員会においては本会議の予備的審査を行うものであり、地方自治法109条9項で委員会に関し必要な事項は「条例で定める」とされており、条例で定めるところにより、委員会にオンラインで出席する事ができる。
- ・ 委員会がオンラインで開催されていれば委員外議員もオンラインで出席できる。

5. 予算審議の活性化手法について

- ・ 議会が予算について議決権を行使できるのは予算案に対する款項についてだけであり、事項別明細書（目節）は議決の対象にならない。
- ・ 修正動議は委員会審査終了後、委員長報告後、討論開始前までに提出。
- ・ 修正動議は法的効果が有るが、組み替え動議は法的効果は無い。提出要件は修正動議は議員定数の12分の1以上、組み換えは2人以上の賛成者が必要。
- ・ 予算決算常任委員会を設置すれば参考に招致も出来る。
- ・ 地方自治法上、委員会に議長、副議長が就任する事を禁止する明文はないが、中立公平の立場で運営を円滑に司ることが求められていることから、委員会条例で規定しておく。ただし副議長は議員としての役割を果たした方が良い。
- ・ 監査委員の決算審議については、議員として決算審議を行う事は法的には問題が無くても、監査委員として指摘した事項を議員として決算審議で指摘する事は如何なものか⇒湖西市議会としての判断が大きな間違いでは無かったと思いました。

※ 報告詳細の欄が足りない場合は、別紙を用いること。

※ 政務活動を行ったことが分かる資料等（視察、研修会、報告会、会議等）を添付すること。